

原議保存期間	30年(令和39年3月31日まで)
有効期間	一種(令和39年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参 考 送 付 先)
庁 内 各 局 部 課 長

殿

警察庁丙刑企発第20号、丙人少発第19号
丙国捜発第93号
令 和 8 年 5 月 2 1 日
警 察 庁 刑 事 局 長
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則の公布について(通達)

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和7年法律第39号。以下「改正法」という。)の一部の施行に伴い、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則(令和8年国家公安委員会規則第12号。以下「改正規則」という。)が、別添1のとおり本日公布され、施行された。改正規則の概要は下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正規則の概要

(1) 犯罪捜査規範の改正

犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第20条において定める捜査主任官の行う職務に、電磁的記録の出納の承認を追加するなどの改正を行った。

(2) 犯罪捜査共助規則の改正

犯罪捜査共助規則(昭和32年国家公安委員会規則第3号)第4条において定める犯罪捜査共助における共助依頼事項に、電磁的記録提供命令を追加するなどの改正を行った。

(3) 国際捜査共助等に関する法律に関する書式例の改正

国際捜査共助等に関する法律に関する書式例(昭和55年国家公安委員会規則第4号)において定める国際捜査共助の調査等に関して作成する様式で、「記録命令付差押許可状請求書」を「電磁的記録提供命令許可状請求書」に改めるなどの改正を行った。

(4) 少年警察活動規則の改正

少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第18条において定める調査主任官の職務に、電磁的記録の出納の承認を追加するなどの改正を行った。

(5) 少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の改正

少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成19年国家公安委員会規則第23号)第2条において定める還付等公告に関する事項に、電磁的記録に関する事項を追加するなどの改正を行った。

2 施行期日

改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行日については、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和8年政令156号）で令和8年5月21日とされたところ、改正規則についても、これに合わせる形で、同日に施行することとした。

3 附帯決議

改正法の国会審議に際し、衆議院法務委員会において別添2の、参議院法務委員会において別添3の附帯決議がそれぞれなされていることから、その趣旨を十分に踏まえた対応に努められたい。

○国家公安委員会規則第十二号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行に伴い、並びに少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の五第二項において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第四百九十九条の二第一項において準用する場合を含む。及び警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）第十三条第一項の規定に基づき、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則を次のように定める。

令和八年五月二十一日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則
 (犯罪捜査規範の一部改正)

第一条 犯罪捜査規範(昭和三十二年国家公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。)に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次 [第1章～第5章 略] 第6章 捜索・差押え等 [第1節・第2節 略] 第3節 差押え及び電磁的記録提供命令(第151条—第154条の3) 第4節 [略] [第7章～第19章 略] 附則 (捜査主任官) 第20条 [略] 2 捜査主任官は、第16条から前条まで(警察本部長、捜査担当部課長、警察署長、捜査指揮)の規定により指揮を受け、当該事件の捜査につき、次に掲げる職務を行うものとする。 (1) [略] (2) 押取物及びその換価代金並びに提供された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。 [(3)～(8) 略] [3・4 略] (共助の依頼) 第28条 捜査のため必要があるときは、他の警察に対し、共助の依頼(被疑者の逮捕、呼出し又は取調べ、盗品等(盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。以下同じ。))その他の証拠物の手配、押収(電磁的記録提供命令(刑訴法第102条の2第1項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下同じ。)(同項第1号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む。第126条第5項及び第236条において同じ。)、捜索又は検証、電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)、参考人の呼出し又は取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。)をすることができる。 [2・3 略]	目次 [第1章～第5章 同左] 第6章 捜索・差押え等 [第1節・第2節 同左] 第3節 差押え及び記録命令付差押え(第151条—第154条の2) 第4節 [同左] [第7章～第19章 同左] 附則 (捜査主任官) 第20条 [同左] 2 [同左] (1) [同左] (2) 押取物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。 [(3)～(8) 同左] [3・4 同左] (共助の依頼) 第28条 捜査のため必要があるときは、他の警察に対し、共助の依頼(被疑者の逮捕、呼出し若しくは取調べ、盗品等(盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。以下同じ。))その他の証拠物の手配、押収、捜索若しくは検証、参考人の呼出し若しくは取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。)をすることができる。 [2・3 同左]

(任意提出物等の領置等)

第109条 所有者、所持者又は保管者の任意の提出に係る物を領置するに当たつては、なるべく提出者から任意提出書を提出させた上、領置調書を作成しなければならない。この場合においては、刑法第120条第1項の規定による押収品等目録提供書を交付するものとする。

[2・3 略]

4 電気通信回線を通じて電磁的記録を警察官の管理に係る記録媒体に記録する方法により任意に提供された電磁的記録（以下「任意提供電磁的記録」という。）を保管するに当たつては、電磁的記録保管調書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録を提供した旨の書面を徴するときは、任意電磁的記録提供書によるものとする。

(原状のままの領置等)

第111条 領置をするに当たつては、指掌紋その他の附着物を破壊しないように注意するとともに、その物をできる限り原状のまま保存するため適当な方法を講じ、滅失、毀損、変質、変形、混合、散逸等（次条第1項において「滅失等」という。）することのないように注意しなければならない。

2 任意提供電磁的記録を保管するに当たつては、その任意提供電磁的記録をできる限り原状のまま保管するため適当な方法を講じ、消去、改変、漏えい、滅失、毀損等（次条第2項において「消去等」という。）することのないように注意しなければならない。

(領置物等の適正な管理)

第111条の2 領置物は、滅失等することのないよう適正に管理しなければならない。

2 任意提供電磁的記録は、消去等することのないよう適正に管理しなければならない。

(領置物等の速やかな送致等)

第111条の3 送致又は送付すべき領置物は、検察官と協議して、速やかに送致又は送付するように努めなければならない。また、捜査上留置の必要がないと認められる領置物は、必要に応じ、検察官と協議して、可能な限り速やかに廃棄、換価、還付若しくは仮還付の処分又は刑法第499条第2項若しくは同法第499条の2第1項の規定による公告をしなければならない。

2 送致又は送付すべき任意提供電磁的記録は、検察官と協議して、速やかに送致又は送付するように努めなければならない。また、捜査上保管の必要がないと認められる任意提供電磁的記録は、必要に応じ、検察官と協議して、可能な限り速やかに消去の処分をしなければならない。

(廃棄等の処分)

第112条 [略]

2 捜査上保管の必要がないと認められる任意提供電磁的記録について消去の処分をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

3・4 [略]

5 廃棄（刑法第499条第4項の規定によるものに限る。）、換価、消去、還付及び仮還付の処分は、司法警察員たる警察官が行わなければならない。

(廃棄処分等と証拠との関係)

第113条 [略]

2 廃棄、換価又は消去の処分をしたときは、それぞれ廃棄処分書（別記様式第10号）、換価処分書（別記様式第11号）又は消去等処分書（別記様式第11号の2）を作成しておかなければならない。

(任意提出物の領置)

第109条 所有者、所持者又は保管者の任意の提出に係る物を領置するに当たつては、なるべく提出者から任意提出書を提出させた上、領置調書を作成しなければならない。この場合においては、刑法第120条の規定による押収品目録交付書を交付するものとする。

[2・3 同左]

[項を加える。]

(原状のままの領置)

第111条 領置をするに当たつては、指掌紋その他の附着物を破壊しないように注意するとともに、その物をできる限り原状のまま保存するため適当な方法を講じ、滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないように注意しなければならない。

[項を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

(廃棄等の処分)

第112条 [同左]

[項を加える。]

2・3 [同左]

4 廃棄（刑法第499条第4項の規定によるものに限る。）、換価、還付及び仮還付の処分は、司法警察員たる警察官が行わなければならない。

(廃棄処分等と証拠との関係)

第113条 [同左]

2 廃棄又は換価の処分をしたときは、それぞれ廃棄処分書（別記様式第10号）又は換価処分書（別記様式第11号）を作成しておかなければならない。

（調査職員への連絡）

第114条 通告処分²の認められている犯則事件に関する領置物又は任意提供電磁的記録について廃棄、換価又は消去の処分をするに当たつては、あらかじめ、調査職員に連絡しなければならない。

（領置調書等への記載）

第116条 領置物の廃棄、換価、還付又は仮還付の処分をするに当たつては、その物に係る領置調書中にその旨を記載しておかなければならない。

2 任意提供電磁的記録の消去の処分をするに当たつては、その任意提供電磁的記録に係る電磁的記録保管調書中にその旨を記載しておかなければならない。

（証拠物件保存簿）

第117条 事件の捜査が長期にわたる場合においては、領置物又は任意提供電磁的記録は証拠物件保存簿（別記様式第12号）に記載して、その出納を明確にしておかなければならない。

（令状の請求）

第137条 刑訴法第218条第1項の規定による搜索、差押え、電磁的記録提供命令、検証又は身体検査の令状の請求は、指定司法警察員がこれを行うものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えない。

[2・3 略]

（令状請求の際の注意）

第138条 搜索、差押え、電磁的記録提供命令、検証又は身体検査の令状を請求するに当たつては、捜査に必要かつ十分な範囲を定め、搜索すべき場所、身体若しくは物、差し押さえるべき物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法、検証すべき場所、身体若しくは物又は検査すべき身体の部位等を明確にして行わなければならない。

2 [略]

（疎明資料）

第139条 搜索、差押え、電磁的記録提供命令、検証又は身体検査の令状を請求するに当たつては、被疑者供述調書、参考人供述調書、捜査報告書その他犯罪の捜査のため当該処分を行う必要があることを疎明する資料を添えて行わなければならない。

[2・3 略]

（実施上の一般的注意）

第140条 搜索、差押え、電磁的記録提供命令又は検証を行うに当たつては、必要以上に関係者の迷惑になることのないように特に注意しなければならない。

2 搜索、差押え、電磁的記録提供命令又は検証を行うに当たつては、やむを得ない理由がある場合を除くほか、建造物、器具等を損壊し、又は書類その他の物を乱すことがないように注意するとともに、これを終えたときは、できる限り原状に復しておくようにしなければならない。

（調査職員への連絡）

第114条 通告処分²の認められている犯則事件に関する領置物について廃棄又は換価の処分をするに当たつては、あらかじめ、調査職員に連絡しなければならない。

（領置調書への記載）

第116条 領置物の廃棄、換価、還付または仮還付の処分をするに当たつては、その物に係る領置調書中にその旨を記載しておかなければならない。

[項を加える。]

（証拠物件保存簿）

第117条 事件の捜査が長期にわたる場合においては、領置物は証拠物件保存簿（別記様式第12号）に記載して、その出納を明確にしておかなければならない。

（令状の請求）

第137条 刑訴法第218条第1項の規定による搜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状の請求は、指定司法警察員がこれを行うものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えない。

[2・3 同左]

（令状請求の際の注意）

第138条 搜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状を請求するに当たつては、捜査に必要かつ十分な範囲を定め、搜索すべき場所、身体若しくは物、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者、検証すべき場所、身体若しくは物又は検査すべき身体の部位等を明確にして行わなければならない。

2 [同左]

（疎明資料）

第139条 搜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状を請求するに当たつては、被疑者供述調書、参考人供述調書、捜査報告書その他犯罪の捜査のため当該処分を行う必要があることを疎明する資料を添えて行わなければならない。

[2・3 同左]

（実施上の一般的注意）

第140条 搜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、必要以上に関係者の迷惑になることのないように特に注意しなければならない。

2 搜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、やむを得ない理由がある場合を除くほか、建造物、器具等を損壊し、又は書類その他の物を乱すことがないように注意するとともに、これを終えたときは、できる限り原状に復しておくようにしなければならない。

(令状の提示)

第141条 令状により搜索、差押え、電磁的記録提供命令、検証又は身体検査を行うに当たつては、当該処分を受ける者に対して、令状を示さなければならない。

2 [略]

(立会い)

第143条 公務所内で搜索、差押え又は検証を行うに当たつては、その長又はこれに代わるべき者に通知してこれに立ち会わせなければならない。

2 前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で搜索、差押え又は検証を行うに当たつては、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。ただし、刑法第220条の規定により被疑者を搜索する場合において急速を要するときは、この限りでない。

3 女子の身体について搜索を行う場合には、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

4 女子の身体を検査する場合には、医師又は成年の女子を立ち会わせなければならない。

(被疑者等の立会い)

第144条 搜索、差押え又は検証を行うに当たつて捜査上特に必要があるときは、被疑者その他の関係者を立ち会わせるようにしなければならない。

2 [略]

(搜索調書)

第149条 [略]

2 搜索に際し、処分を受ける者に搜索許可状を示すことができなかつたとき、立会人を得ることができなかつたとき、又は女子の身体について搜索を行う場合に急速を要し、成年の女子の立会いが得られなかつたときは、搜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておくなければならない。

第3節 差押え及び電磁的記録提供命令

(領置に関する規定の準用等)

第151条 第109条(任意提出物等の領置等)第1項後段、第2項及び第3項、第110条(遺留物の領置)第2項、第111条(原状のままの領置等)第1項、第111条の2(領置物等の適正な管理)第1項、第111条の3(領置物等の速やかな送致等)第1項、第112条(廃棄等の処分)第1項及び第3項から第5項まで、第112条の2から第116条第1項まで(還付の公告、廃棄処分等と証拠との関係、調査職員への連絡、領置物の還付等の相手方の調査、領置調書等への記載)並びに第117条(証拠物件保存簿)の規定は、差押え及び電磁的記録提供命令(刑法第102条の2第1項第1号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)を行う場合について準用する。この場合において、第110条第2項及び第116条第1項中「領置調書」とあるのは、「差押調書又は電磁的記録提供命令調書」と読み替えるものとする。

(令状の提示)

第141条 令状により搜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査を行うに当たつては、当該処分を受ける者に対して、令状を示さなければならない。

2 [同左]

(立会い)

第143条 公務所内で搜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、その長又はこれに代わるべき者に通知してこれに立ち会わせなければならない。

2 前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で搜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつては、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。ただし、刑法第220条の規定により被疑者を搜索する場合において急速を要するときは、この限りでない。

3 女子の身体について搜索を行う場合には、18歳以上の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

4 女子の身体を検査する場合には、医師又は18歳以上の女子を立ち会わせなければならない。

(被疑者等の立会い)

第144条 搜索、差押え、記録命令付差押え又は検証を行うに当たつて捜査上特に必要があるときは、被疑者その他の関係者を立ち会わせるようにしなければならない。

2 [同左]

(搜索調書)

第149条 [同左]

2 搜索に際し、処分を受ける者に搜索許可状を示すことができなかつたとき、立会人を得ることができなかつたとき、又は女子の身体について搜索を行う場合に急速を要し、18歳以上の女子の立会いが得られなかつたときは、搜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておくなければならない。

第3節 差押え及び記録命令付差押え

(領置に関する規定の準用等)

第151条 第109条(任意提出物の領置)第1項後段、第2項及び第3項並びに第110条第2項から第117条まで(遺留物の領置、原状のままの領置、廃棄等の処分、還付の公告、廃棄処分等と証拠との関係、調査職員への連絡、領置物の還付等の相手方の調査、領置調書への記載、証拠物件保存簿)の規定は、差押え及び記録命令付差押えを行う場合について準用する。この場合において、第110条第2項及び第116条中「領置調書」とあるのは、「差押調書又は記録命令付差押調書」と読み替えるものとする。

2 第109条（任意提出物等の領置等）第1項後段、第2項及び第4項前段、第111条（原状のままの領置等）第2項、第111条の2（領置物等の適正な管理）第2項、第111条の3（領置物等の速やかな送致等）第2項、第112条（廃棄等の処分）第2項及び第5項、第113条第2項から第115条まで（廃棄処分等と証拠との関係、調査職員への連絡、領置物の還付等の相手方の調査）、第116条（領置調書等への記載）第2項並びに第117条（証拠物件保存簿）の規定は、電磁的記録提供命令（刑訴法第102条の2第1項第1号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を行う場合について準用する。この場合において、第109条第2項中「所有権放棄書」とあるのは「電磁的記録に係る権利放棄書」と、同条第4項及び第116条第2項中「電磁的記録保管調書」とあるのは「電磁的記録提供命令調書」と読み替えるものとする。

3 次に掲げる処分を行った場合は、これらの処分を受けた者に対しても押収品等目録提供書を交付しなければならない。

(1) [略]

(2) 電磁的記録提供命令（刑訴法第102条の2第1項第1号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）又は同法第218条第2項の規定による処分を行うに当たり記録媒体を警察官が用意した場合
（捜索に関する規定の準用）

第152条 第145条（第三者の立会）、第147条（執行中の退去および出入禁止）、第147条の2（協力要請）及び第148条（捜索中止の場合の処置）の規定は、差押えを行う場合について準用する。

（捜索調書に関する規定の準用）

第153条 第149条（捜索調書）第2項の規定は、差押調書又は電磁的記録提供命令調書の作成について準用する。

（差押え又は電磁的記録提供命令に緊急を要する場合）

第154条 [略]

2 犯罪に関係があると認められる電磁的記録を発見した場合において、その電磁的記録に係る記録媒体の所有者若しくは保管者又はその電磁的記録を保管する者その他その電磁的記録を利用する権限を有する者からその電磁的記録に係る記録媒体若しくはその電磁的記録を記録若しくは印刷させた記録媒体又はその電磁的記録について任意の提出又は提供を受ける見込みがないと認めるときは、直ちにその電磁的記録に係る記録媒体に対する差押許可状又はその電磁的記録に対する電磁的記録提供命令許可状の発付を請求するとともに、その隠匿、散逸等を防止するため適切な処置をとらなければならない。

（秘密保持命令の取消し）

第154条の2 刑訴法第218条第7項の規定による取消しをするとき、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

2 前項の取消しは、司法警察員たる警察官が行わなければならない。

3 第1項の取消しを書面又は電磁的記録でするときは、秘密保持命令取消書によるものとする。

[項を加える。]

2 次に掲げる処分を行った場合は、これらの処分を受けた者に対しても押収品目録交付書を交付しなければならない。

(1) [同左]

(2) 記録命令付差押え又は刑訴法第218条第2項の規定による処分を行うに当たり記録媒体を警察官が用意した場合

（捜索に関する規定の準用）

第152条 第145条（第三者の立会）の規定は、差押えを行う場合について、第147条（執行中の退去および出入禁止）、第147条の2（協力要請）及び第148条（捜索中止の場合の処置）の規定は、差押え又は記録命令付差押えを行う場合について、それぞれ準用する。

（捜索調書に関する規定の準用）

第153条 第149条（捜索調書）第2項の規定は、差押調書又は記録命令付差押調書の作成について準用する。

（差押え又は記録命令付差押えに緊急を要する場合）

第154条 [同左]

2 犯罪に関係があると認められる電磁的記録を発見した場合において、その電磁的記録に係る記録媒体の所有者若しくは保管者又はその電磁的記録を保管する者その他その電磁的記録を利用する権限を有する者からその電磁的記録に係る記録媒体又はその電磁的記録を記録若しくは印刷させた記録媒体について任意の提出を受ける見込みがないと認めるときは、直ちにその電磁的記録に係る記録媒体に対する差押許可状又はその電磁的記録に対する記録命令付差押許可状の発付を請求するとともに、その隠匿、散逸等を防止するため適切な処置をとらなければならない。

[条を加える。]

(交付又は複写の許可)

第154条の3 差押物又は電磁的記録提供命令（刑訴法第102条の2第1項第1号イに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体について、同法第222条第1項において準用する同法第123条第3項の規定による交付又は複写の許可をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。電磁的記録提供命令（同法第102条の2第1項第1号ロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、同法第222条第1項において準用する同法第123条の2第1項の規定による複写の許可をするときも、また同様とする。

[2・3 略]

4 差押え又は電磁的記録提供命令を受けた者が第1項の交付又は複写の許可を受ける権利を放棄する旨の意思を表示した場合は、電磁的記録に係る権利放棄書の提出を求めなければならない。

[5・6 略]

(身体検査についての注意)

第159条 身体検査を行うに当たっては、刑訴法第218条第9項の規定により裁判官の付した条件を厳格に遵守するほか、性別、年齢、健康状態、場所的關係その他諸般の状況を考慮してこれを受ける者の名誉を害しないように注意し、かつ、穏当な方法で行わなければならない。

(翻訳文)

第236条 外国人に対し逮捕状その他の令状により処分を行い、又は外国人から押収した物件若しくは提供された電磁的記録に関して押収品等目録提供書を提出するときは、なるべく翻訳文を添えなければならない。ただし、当該外国人の理解する言語に通じた警察官がこれを行い、又は第233条（通訳の嘱託）第1項の規定により通訳人を介して行うときは、この限りでない。

(検察官の指揮による執行)

第257条 検察官から、勾引状、勾留状、観護状、差押状、搜索状、検証状、身体検査令状、鑑定留置状又は収容状その他の令状の執行の指揮を受けたときは、速やかに執行しなければならない。

2 [略]

(有効期間内に執行不能の場合)

第259条 検察官から、勾引状、勾留状、差押状、搜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合において、その有効期間内に執行することができなかつたときは、令状にその理由を記載し、これを指揮をした検察官に返還しなければならない。

2 [略]

(裁判官から執行の指揮を受けた場合)

第265条 第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、刑訴法第70条第1項ただし書（同法第136条、第153条及び第167条第5項において準用する場合を含む。）又は第108条第1項ただし書（同法第125条第4項（同法第513条第7項において準用する場合を含む。）及び第513条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、裁判長又は裁判官から、勾引状、勾留状、差押状、搜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合について準用する。

(交付又は複写の許可)

第154条の2 差押物について、刑訴法第222条第1項において準用する同法第123条第3項の規定による交付又は複写の許可をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

[2・3 同左]

4 差押えを受けた者が第1項の交付又は複写の許可を受ける権利を放棄する旨の意思を表示した場合は、電磁的記録に係る権利放棄書の提出を求めなければならない。

[5・6 同左]

(身体検査についての注意)

第159条 身体検査を行うに当たっては、刑訴法第218条第6項の規定により裁判官の付した条件を厳格に遵守するほか、性別、年齢、健康状態、場所的關係その他諸般の状況を考慮してこれを受ける者の名誉を害しないように注意し、かつ、穏当な方法で行わなければならない。

(翻訳文の添付)

第236条 外国人に対し逮捕状その他の令状により処分を行い、又は外国人から差し押さえた物件若しくはその承諾を得て領置した物件に関して押収品目録交付書を交付するときは、なるべく翻訳文を添付しなければならない。ただし、当該外国人の理解する言語に通じた警察官がこれを行い、又は第233条（通訳の嘱託）第1項の規定により通訳人を介して行うときは、この限りでない。

(検察官の指揮による執行)

第257条 検察官から、勾引状、勾留状、観護状、差押状、記録命令付差押状、搜索状、検証状、身体検査令状、鑑定留置状、収容状又は再収容状その他の令状の執行の指揮を受けたときは、速やかに執行しなければならない。

2 [同左]

(有効期間内に執行不能の場合)

第259条 検察官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、搜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合において、その有効期間内に執行することができなかつたときは、令状にその理由を記載し、これを指揮をした検察官に返還しなければならない。

2 [同左]

(裁判官から執行の指揮を受けた場合)

第265条 第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、刑訴法第70条第1項ただし書（同法第136条、第153条及び第167条第5項において準用する場合を含む。）又は第108条第1項ただし書（同法第125条第4項（同法第513条第6項において準用する場合を含む。）及び第513条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、裁判長又は裁判官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、搜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合について準用する。

(差押状等執行の場合の立会い)

第266条 警察官は、検察官又は裁判長若しくは裁判官の指揮を受けて、差押状又は搜索状を執行する場合は、他の警察官を立ち合わせなければならない。

(関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用)

第275条 関東管区警察局の警察官（警察法第61条の3第1項の規定による指示により派遣された者を含む。）が行う捜査に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第20条第1項及び第3項、第73条第1項、第78条第1項、第101条の2第1項、第102条第1項、第112条第1項（第151条第1項において準用する場合を含む。）及び第2項（第151条第2項において準用する場合を含む。）、第112条の2第1項（第151条第1項において準用する場合を含む。）、第119条第2項（第163条において準用する場合を含む。）、第120条第2項、第126条第3項、第130条第1項及び第3項、第136条の2第1項、第137条第2項（第189条第5項において準用する場合を含む。）、第154条の2第1項、第154条の3第1項及び第5項、第168条第3項、第187条、第193条並びに第252条	警察本部長又は警察署長	関東管区警察局長
[略]		

(差押状等執行の場合の立会い)

第266条 警察官は、検察官又は裁判長若しくは裁判官の指揮を受けて、差押状、記録命令付差押状又は搜索状を執行する場合は、他の警察官を立ち合わせなければならない。

(関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用)

第275条 [同左]

[同左]		
第20条第1項及び第3項、第73条第1項、第78条第1項、第101条の2第1項並びに第102条第1項、第112条第1項及び第112条の2第1項（これらの規定を第151条第1項において準用する場合を含む。）並びに第119条第2項（第163条において準用する場合を含む。）、第120条第2項、第126条第3項、第130条第1項及び第3項、第136条の2第1項、第137条第2項（第189条第5項において準用する場合を含む。）、第154条の2第1項及び第5項、第168条第3項、第187条、第193条並びに第252条	警察本部長又は警察署長	関東管区警察局長
[同左]		

別記様式第11号の2 (犯罪捜査規範第113条)

[様式を加える。]

消 去 等 処 分 書 年 月 日 警 察 署 司 法 官 ㊟ 被疑者 電磁的記録につき、次のとおり消去又は不正に利用されないよう する処分をした。	消去又は不正に 利用されないよう にする処分をした 年月日時及び場所 消去又は不正に利用 されないようにする 処分をした電磁的記 録の品名及び数量 消去又は不正に 利用される理由 処分をした理由 処 分 の 結 果 犯罪事件について 調査職員に連絡し たときは、その者 の所属官公署名、 官 公 職 氏 名 立会人があつた ときは、その者 の住居、職業、 氏 名、年 齢 その他参考と なるべき事項
---	---

(用紙 日本産業規格 A 4)

別記様式第12号 (犯罪捜査規範第117条)

証拠物件保存簿

番号	押収年月日又は提供年月日		年月日		年月日		年月日		
	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	
押収物件又は電磁的記録									
事件名									
受理簿番号									
所有者、提供者又は差出人の住居、氏名									
保管場所									
保管者認印									
取扱者認印									
払出し年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
払出し理由									
公訴時効	年	月	日	年	月	日	年	月	日

注意 1 主管課以外の管理に移したときは、払出しに準じて記載すること。
 2 個々の取調べ等のための出納については、払出し欄に記載を要しない。
 (用紙 日本産業規格 A4)

別記様式第12号 (犯罪捜査規範第117条)

証拠物件保存簿

番号	押収年月日		年月日		年月日		年月日		
	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	
押収物件									
事件名									
受理簿番号									
所有者又は差出人の住居、氏名									
保管場所									
保管者認印									
取扱者認印									
払出し年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
払出し理由									
公訴時効	年	月	日	年	月	日	年	月	日

注意 1 主管課以外の管理に移したときは、払出しに準じて記載すること。
 2 個々の取調べ等のための出納については、払出し欄に記載を要しない。
 (用紙 日本産業規格 A4)

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(犯罪捜査共助規則の一部改正)

第二条 犯罪捜査共助規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(共助の依頼)</p> <p>第4条 都道府県警察等は、当該都道府県警察等が行う犯罪の捜査に関し、他の都道府県警察等に対し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し又は取調べ、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。）その他の証拠物の手配、押収（電磁的記録提供命令（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第102条の2第1項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下この項において同じ。）（同条第1項第1号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索又は検証、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、参考人の呼出し又は取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。</p> <p>[2～4 略]</p> <p>(指名手配の種別)</p> <p>第8条 [1～3 略]</p> <p>4 第2種手配があつた被疑者を逮捕した都道府県警察等は、手配をした都道府県警察等が遠隔であるため、通常の方法による身柄の引取りを待つこととした場合に、明らかに刑事訴訟法第203条の規定による時間の制限を超えることとなると認められるときには、これを第1種手配として取り扱うことができる。この場合において、その旨を速やかに手配をした都道府県警察等に通告するものとする。</p>	<p>(共助の依頼)</p> <p>第4条 都道府県警察等は、当該都道府県警察等が行う犯罪の捜査に関し、他の都道府県警察等に対し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し若しくは取調べ、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。）その他の証拠物の手配、押収、捜索若しくは検証、参考人の呼出し若しくは取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>(指名手配の種別)</p> <p>第8条 [1～3 同左]</p> <p>4 第2種手配があつた被疑者を逮捕した都道府県警察等は、手配をした都道府県警察等が遠隔であるため、通常の方法による身柄の引取りを待つこととした場合に、明らかに刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第203条の規定による時間の制限を超えることとなると認められるときには、これを第1種手配として取り扱うことができる。この場合において、その旨を速やかに手配をした都道府県警察等に通告するものとする。</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(国際捜査共助等に関する法律に関する書式例の一部改正)

第二条 国際捜査共助等に関する法律に関する書式例（昭和五十五年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>国際捜査共助等に関する法律に規定する処分及び調査のための措置に関して作成する書類は、別記様式第1号から第35号までによるものとする。</p> <p>別記様式</p> <p>目次</p> <p>[様式第1号～様式第7号 略]</p> <p>様式第8号 電磁的記録保管調書</p> <p>様式第9号 任意電磁的記録提供書</p> <p>様式第10号 押収品等目録</p> <p>様式第11号 押収品等目録提供書</p> <p>様式第12号～様式第16号 [略]</p> <p>様式第17号 電磁的記録提供命令許可状請求書</p> <p>様式第18号・様式第19号 [略]</p> <p>様式第20号 電磁的記録提供命令調書</p> <p>様式第21号 秘密保持命令取消書</p> <p>様式第22号～様式第35号 [略]</p>	<p>国際捜査共助等に関する法律に規定する処分及び調査のための措置に関して作成する書類は、別記様式第1号から第32号までによるものとする。</p> <p>別記様式</p> <p>目次</p> <p>[様式第1号～様式第7号 同左]</p> <p>様式第8号 押収品目録</p> <p>様式第9号 押収品目録交付書</p> <p>様式第10号～様式第14号 [同左]</p> <p>様式第15号 記録命令付差押許可状請求書</p> <p>様式第16号・様式第17号 [同左]</p> <p>様式第18号 記録命令付差押調書</p> <p>様式第19号～様式第32号 [同左]</p>

様式第6号 国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条
刑事訴訟法第221条、第222条

任意提出書

年 月 日

(所 属) 股 年 月 日
司法 殿

電話

住居

職業

氏名

(歳) ④

の要請に係る共助事件につき、下記物件を任意に提出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。

提出物件				提出者処分意見	備考
番号	品名	数量	提出者処分意見		

注意

- 1 共助の要請に関し、任意に提出された物件を領置する場合には、提出者から本書を徴すること。
- 2 還付不要の物件には、提出者処分意見欄に必ず「所有権を放棄する。」旨明記させること。
- 3 物件が電磁的記録に係る記録媒体であり、提出者が記録媒体の所有者でない場合において、電磁的記録について所有に属するものとみなされる権利(刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する心急措置法第1条の2参照)が提出者に帰属し、提出者が同権利を放棄する意思を表明したときは、「提出者処分意見欄に、必ず、記録媒体の処分意見を明記させた上、「電磁的記録についての権利を放棄する。」旨明記させること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第6号 国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条
刑事訴訟法第221条、第222条

任意提出書

年 月 日

(所 属) 股 年 月 日
司法 殿

電話

住居

職業

氏名

(歳) ④

の要請に係る共助事件につき、下記物件を任意に提出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。

提出物件				提出者処分意見	備考
番号	品名	数量	提出者処分意見		

注意

共助の要請に関し、任意に提出された証拠物を領置する場合には、提出者から本書を徴すること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第7号 [国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条]
[刑事訴訟法第221条、第222条]

領置調書		差出人 住居、氏名	年 月 日		
(所 属) 司法		年 月 日			
共助犯罪被疑者 共助犯罪名		の要請に係る共助事件につき、本職は、 年 月 日、 において、差出人が任意に提出した下記目録の物件を領置した。			
押 収 品 目 録					
符号	番号	品 名	数量	所有者の住居、氏名	備考

注意 1 共助の要請に関し、任意に提出された物件を領置する場合には、
本調書を作成すること。
2 符号は、共助事件ごとに、一連番号により付される整理番号とす
ること。
(用紙 日本産業規格A4)

様式第7号 [国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条]
[刑事訴訟法第221条、第222条]

領置調書		差出人 住居、氏名	年 月 日		
(所 属) 司法		年 月 日			
共助犯罪被疑者 共助犯罪名		の要請に係る共助事件につき、本職は、 年 月 日、 において、差出人が任意に提出した下記目録の物件を領置した。			
押 収 品 目 録					
符号	番号	品 名	数量	所有者の住居、氏名	備考

注意 1 共助の要請に関し、任意に提出された証拠物を領置する場合には、
本調書を作成すること。
2 符号は、共助事件ごとに、一連番号により付される押収物の整理番
号とすること。
(用紙 日本産業規格A4)

様式第8号 [国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条]
刑事訴訟法第197条

[様式を加える。]

電磁的記録保管調書		提供者 住居、氏名	年 月 日	
(所 属) 司法				
共助犯罪被疑者 共助犯罪名			㊦	
の要請に係				
る共助事件につき、本職は、 年 月 日、				
において、提供者が司法警察職員の管理に係る記録媒体に記録する方法により				
任意に提供した下記目録の電磁的記録を保管した。				
提供電磁的記録目録				
符号	番号	品 名	数量	備考

- 注意
- 1 共助の要請に関し、任意に提供された電磁的記録を保管する場合には、本調書を作成すること。
 - 2 本文には提供された電磁的記録を確認した年月日及び場所を記載すること。
 - 3 符号は、共助事件ごとに、一連番号により付される整理番号とする。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第9号 国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条
刑事訴訟法第197条

[様式を加える。]

任意電磁的記録提供書			
(所 属)		年 月 日	
司法 殿		住 居	
		職 業	(電話
		氏 名) (
) ⑩
			の要請に係る共
助事件につき、下記電磁的記録を任意に提供します。			
提 供 電 磁 的 記 録			
番号	品 名	数量	備 考

(用紙 日本産業規格A4)

様式第12号 [略]

様式第13号 [国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条]
[刑事訴訟法第197条]

保 全 要 請 書	年 月 日
殿	
(所 属)	
司法	㊦

の要請に係る共助事件について、差押えをし、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため必要があるので、下記のとおり、通信履歴の電磁的記録を消去しないよう、国際捜査共助等に関する法律第8条第1項第6号によって求めます。

なお、みだりにこの求めに関する事項を漏らさないよう、同法第13条において準用する刑事訴訟法第197条第5項によって求めます。

記

1 消去しないよう求める通信履歴の電磁的記録

2 消去しないよう求める期間

年 月 日まで

注意 本文後段の記載は、必要がないときは削ること。
(用紙 日本産業規格 A4)

様式第10号 [同左]

様式第11号 [国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条]
[刑事訴訟法第197条]

保 全 要 請 書	年 月 日
殿	
(所 属)	
司法	㊦

の要請に係る共助事件について、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるので、下記のとおり、通信履歴の電磁的記録を消去しないよう、国際捜査共助等に関する法律第8条第1項第6号によって求めます。

なお、みだりにこの求めに関する事項を漏らさないよう、同法第13条において準用する刑事訴訟法第197条第5項によって求めます。

記

1 消去しないよう求める通信履歴の電磁的記録

2 消去しないよう求める期間

年 月 日まで

注意 本文後段の記載は、必要がないときは削ること。
(用紙 日本産業規格 A4)

様式第14号・様式第15号 [略]

様式第16号 [国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条
国際捜査共助規則第1条
刑事訴訟法第218条
刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条]

押 査 検	許 可 状 請 求 書	年 月 日
地方裁判所 裁判官 (所 属)	殿	
司法警察員		㊟
共助犯罪被疑者 共助犯罪名		
おり	の要請に係る共助事件につき、下記のと 許可状の発付を請求する。	
1 差し押さえるべき物	記	
2 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物		
3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由		
4 国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218 条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき 電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的 記録を複写すべきものの範囲		
5 日出前、日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由		
6 共助犯罪事実の要旨		

注意 1 共助の要請に関し、差押え、捜索又は検証の許可状を請求する場合
には、本様式によること。
2 共助犯罪被疑者の氏名又は名称が明らかでないときは、不詳と記載
すること。
3 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。
(用紙 日本産業規格A4)

様式第12号・様式第13号 [同左]

様式第14号 [国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条
国際捜査共助規則第1条
刑事訴訟法第218条
刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条]

押 査 検	許 可 状 請 求 書	年 月 日
地方裁判所 裁判官 (所 属)	殿	
司法警察員		㊟
共助犯罪被疑者 共助犯罪名		
おり	の要請に係る共助事件につき、下記のと 許可状の発付を請求する。	
1 差し押さえるべき物	記	
2 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物		
3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由		
4 国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218 条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき 電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的 記録を複写すべきものの範囲		
5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由		
6 共助犯罪事実の要旨		

注意 1 共助の要請に関し、差押え、捜索又は検証の許可状を請求する場合
には、本様式によること。
2 事例に応じ、不要の文字を削ること。
(用紙 日本産業規格A4)

様式第17号

国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条
 国際捜査共助規則第1条
 刑事訴訟法第218条、第222条
 刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条

電磁的記録提供命令許可状請求書

年 月 日

地方裁判所 殿
 (所 属)
 司法警察員

④

共助犯罪疑者
 共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、下記のとおり電磁的記録提供命令許可状の発付「並びに国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第3項及び同法第222条第8項の許可」を請求する。

- 1 提供させるべき電磁的記録 記
- 2 提供させるべき者
- 3 提供の方法
- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 5 「8」 共助犯罪事実の要旨
- 6 立ち入るべき住居、邸宅、建造物又は船舶
- 7 日居前、日没後に、前記6の住居等に立ち入って令状の提示を必要とするときは、その旨及び事由
- 8 「8」 共助犯罪事実の要旨

注意 1 共助の要請に関し、電磁的記録提供命令の許可状を請求する場合には、

- 本様式によること。
- 2 共助犯罪疑者の氏名又は名称が明らかでないときは、不詳と記載すること。
 - 3 事例に並び、不要な文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。
 - 4 「1」内は、国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第3項又は同法第222条第8項の許可を請求する場合に用いること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第15号

国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条
 国際捜査共助規則第1条
 刑事訴訟法第218条
 刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条

記録命令付差押許可状請求書

年 月 日

地方裁判所 殿
 (所 属)
 司法警察員

④

共助犯罪疑者
 共助犯罪名

の要請に係る共助事件につき、下記のとおり記録命令付差押許可状の発付を請求する。

- 1 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録 記
- 2 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者
- 3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 4 日居前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
- 5 共助犯罪事実の要旨

注意 共助の要請に関し、記録命令付差押えの許可状を請求する場合には、本

様式によること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第18号

国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条
国際捜査共助規則第1条
刑事訴訟法第218条、第222条
刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条

身体検査令状請求書	年	月	日
地方裁判所 裁判官 殿 (所属) 司法警察員			
共助犯罪被疑者 共助犯罪名			㊟
の要請に係る共助事件につき、下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。 記			
1 身体検査を受ける者	氏名	年 月 日生 (歳)	性別
	年齢		
	職業		
	住居		
	健康状態		
2 身体検査を必要とする理由			
3 検査すべき身体の部位			
4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由			
5 日出前、且没後に行う必要があるときは、その旨及び事由			
6 共助犯罪事実の要旨			

注意 1 共助の要請に関し、身体検査令状を請求する場合には、本様式によること。
2 共助犯罪被疑者の氏名又は名称が明らかでないときは、不詳と記載すること。
(用紙 日本産業規格A4)

様式第16号

国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条
国際捜査共助規則第1条
刑事訴訟法第218条、第222条
刑事訴訟規則第139条、第155条、第156条

身体検査令状請求書	年	月	日
地方裁判所 裁判官 殿 (所属) 司法警察員			
共助犯罪被疑者 共助犯罪名			㊟
の要請に係る共助事件につき、下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。 記			
1 身体検査を受ける者	氏名	年 月 日生 (歳)	性別
	年齢		
	職業		
	住居		
	健康状態		
2 身体検査を必要とする理由			
3 検査すべき身体の部位			
4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由			
5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由			
6 共助犯罪事実の要旨			

注意 1 共助の要請に関し、身体検査令状を請求する場合には、本様式によること。
2 共助犯罪被疑者の氏名又は名称が明らかでないときは、不詳と記載すること。
(用紙 日本産業規格A4)

様式第19号 国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条
刑事訴訟法第218条、第222条

差 押 調 書	年 月 日
(所 属) 司法	㊟
共助犯罪被疑者 共助犯罪名	
は、 の発した差押許可状を 押えした。	の要請に係る共助事件につき、本職 地方裁判所 裁判官 に示して、下記のとおり差 押えした。
1 差押えの日時 年 月 日 時 分から 時 分まで	記
2 差押えの場所	
3 差押えの目的たる物	
4 差押えの立会人(住居、職業、氏名、年齢)	
5 差押えをした物 別紙押収品等目録記載のとおり	
6 差押えの経過 (国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑 事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は国際捜査共助 等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第222条第1項におい て準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及 び経過)	

注意 1 共助の要請に関し、差押えにより物件を差し押さえた場合には、本
調書を作成し、押収品等目録を添付すること。
2 物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に
に差押えの経過欄に記載すること。
3 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、そ
の理由を付記すること。
(用紙 日本産業規格A4)

様式第17号 国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条
刑事訴訟法第218条、第222条

差 押 調 書	年 月 日
(所 属) 司法	㊟
共助犯罪被疑者 共助犯罪名	
は、 の発した差押許可状を 押えした。	の要請に係る共助事件につき、本職 地方裁判所 裁判官 に示して、下記のとおり差 押えした。
1 差押えの日時 年 月 日 時 分から 時 分まで	記
2 差押えの場所	
3 差押えの目的たる物	
4 差押えの立会人(住居、職業、氏名、年齢)	
5 差押えをした物 別紙押収品目録記載のとおり	
6 差押えの経過 (国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑 事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は国際捜査共助 等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第222条第1項におい て準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及 び経過)	

注意 1 共助の要請に関し、差押えにより証拠物を差し押さえた場合には、
本調書を作成し、押収品目録を添付すること。
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、そ
の理由を付記すること。
(用紙 日本産業規格A4)

様式第20号 国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条
刑事訴訟法第218条、第222条

	電磁的記録提供命令調査書	年 月 日
(所 属) 司法	④	
共助犯罪被疑者 共助犯罪名		
は、	の要請に係る共助事件につき、本職 の発した電磁的記録提供命令許可状を 地方裁判所 裁判官 に示した上、下 記のとおり電磁的記録提供命令をし、「電磁的記録を提供させ」た。	
1	電磁的記録提供命令の日時及び場所 記	
(1)	電磁的記録提供命令の日時	
(2)	電磁的記録提供命令の場所	
「2	電磁的記録の提供を受けた日時及び場所 記	
(1)	電磁的記録の提供を受けた日時	
(2)	電磁的記録の提供を受けた場所	
2 「3	電磁的記録を提供することを命じられ、「提供させ」た者（住居、 職業、氏名、年齢）	
「4	提供させた電磁的記録及び提供の方法 別紙押収品等目録記載のとおり	
3 「5	国際捜査共助等に関する法律第13条において適用する刑事訴訟法第 218条第3項の規定による命令をした場合には、その日時、場所、経過等	
4 「6	電磁的記録提供命令「及び当該電磁的記録提供命令による電磁的記 録提供」の経過	

注意

- 1 共助の要請に関し、電磁的記録提供命令をした場合には、本調査書を作成すること。
- 2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。
- 3 「1」内は、電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させた場合に用いること。この場合においては、押収品等目録を添付すること。
- 4 事例に応じ、不要の文字を削り、必要の訂正を加えて使用する。(用紙 日本産業界規格A4)

様式第18号 国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条
刑事訴訟法第218条、第222条

	記録命令付差押調査書	年 月 日
(所 属) 司法	④	
共助犯罪被疑者 共助犯罪名		
は、	の要請に係る共助事件につき、本職 の発した記録命令付差押許可状を 地方裁判所 裁判官 に示して、下記のと おり記録命令付差押えをした。	
1	記録命令付差押えの日時 記	
年 月 日 時 分から 時 分まで		
2	記録命令付差押えの場所	
3	記録命令付差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）	
4	記録させ又は印刷させた電磁的記録	
5	電磁的記録を記録させ又は印刷させた者	
6	記録命令付差押えにより差押えをした物 別紙押収品目録記載のとおり	
7	記録命令付差押えの経過	

注意

- 1 共助の要請に関し、記録命令付差押えにより証拠物を差し押えた場合には、本調査書を作成し、押収品目録を添付すること。
- 2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。(用紙 日本産業界規格A4)

様式第21号 [国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条]
刑事訴訟法第218条

[様式を加える。]

秘 密 保 持 命 令 取 消 書	年 月 日
殿	
(所 属)	
司法	⑩
<p>年 月 日に電磁的記録提供命令をした際、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならない旨の命令をしましたが、その必要がなくなったので、「下記」の電磁的記録につき、電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供した(提供しなかった)ことを漏らしてはならない部分について」、国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第7項によって、その命令を取り消します。</p> <p style="text-align: center;">「記」</p>	

注意 1 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。
 2 「事例」内は、国際捜査共助等に関する法律第13条において準用する刑事訴訟法第218条第3項の規定による命令の一部の取消しをする場合に用いること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第22号・様式第23号 [略]

様式第24号 [国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条]
刑事訴訟法第218条、第222条

捜索差押調書	年	月	日
(所屬) 司法			
④			
共助犯罪被疑者 共助犯罪名	の要請に係る共助事件につき、本職は、	裁判官	に示して、下記
年 月 日付け	地方裁判所		
の発した捜索差押許可状を のとおりに捜索差押えをした。			
1 捜索差押えの日時	記		
年 月 日 時 分から 時 分まで			
2 捜索差押えの場所、捜索した身体又は物			
3 捜索の目的たる人又は捜索差押えの目的たる物			
4 捜索差押えの立会人 (住居、職業、氏名、年齢)			
5 差押えをした物 別紙押収品等目録記載のとおり			
6 捜索差押えの経過 (国際捜査共助等に関する法律第13条において適用する刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は国際捜査共助等に関する法律第13条において適用する刑事訴訟法第222条第1項において適用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過)			

注意 1 共助の要請に関し、捜索及び差押えを同時にした場合には、本調書を作成し、押収品等目録を添付すること。

2 物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に捜索差押えの経過欄に記載すること。

3 やむを得ない理由により令状を示すことができなかつたときは、その理由を付記すること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第19号・様式第20号 [同左]

様式第21号 [国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条]
刑事訴訟法第218条、第222条

捜索差押調書	年	月	日
(所屬) 司法			
④			
共助犯罪被疑者 共助犯罪名	の要請に係る共助事件につき、本職は、	裁判官	に示して、下記
年 月 日付け	地方裁判所		
の発した捜索差押許可状を のとおりに捜索差押えをした。			
1 捜索差押えの日時	記		
年 月 日 時 分から 時 分まで			
2 捜索差押えの場所、捜索した身体又は物			
3 捜索の目的たる人又は捜索差押えの目的たる物			
4 捜索差押えの立会人 (住居、職業、氏名、年齢)			
5 差押えをした物 別紙押収品目録記載のとおり			
6 捜索差押えの経過 (国際捜査共助等に関する法律第13条において適用する刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は国際捜査共助等に関する法律第13条において適用する刑事訴訟法第222条第1項において適用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過)			

注意 1 共助の要請に関し、捜索及び差押えを同時にした場合には、本調書を作成し、押収品目録を添付すること。

2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかつたときは、その理由を付記すること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第28号「国際捜査共助等に関する法律第8条」

共助犯罪被疑者		電磁的記録に係る権利放棄書		年	月	日
(所 属) 司法	住居 氏名	殿				
下記目録の移転された電磁的記録又は下記目録の物件に移転された電磁的記録について、記録媒体の交付又は電磁的記録の複写の許可を受ける権利を放棄します。						
目 録						
符号	番号	品 名	数 量	備 考		
				取扱者印		

注意
 1 共助の要請に関し、電磁的記録について権利放棄の申立てがあった場合には、本書を徴すること。
 2 事例に応じ、不要の文字を削り、必要な訂正を加えて使用すること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第25号「国際捜査共助等に関する法律第8条、第13条」
 「刑事訴訟法第222条、第123条」

共助犯罪被疑者		電磁的記録に係る権利放棄書		年	月	日
(所 属) 司法	住居 氏名	殿				
下記目録の物件に係る電磁的記録について、国際捜査共助等に関する法律第13条において運用する刑事訴訟法第222条第1項において運用する同法第123条第3項の規定による記録媒体の交付又は電磁的記録の複写の許可を受ける権利を放棄します。						
目 録						
符号	番号	品 名	数 量	備 考		
				取扱者印		

注意
 1 共助の要請に関し、証拠物に係る電磁的記録について権利放棄の申立てがあった場合には、本書を徴すること。

(用紙 日本産業規格A4)

（少年警察活動規則の一部改正）
 第四条 少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
		<p>（調査主任官）</p> <p>第十八条 「略」</p> <p>2 調査主任官は、前条第一項の規定により読み替えて準用する犯罪捜査規範第十六条から第十九条（事件指揮簿に関する部分を除く。）までの規定により指揮を受け、当該触法調査につき、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 押収物及びその換価代金並びに提供された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。</p> <p>[三・七 略]</p> <p>[3・4 略]</p> <p>（令状の請求）</p> <p>第二十一条 少年法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法中の司法警察職員の行う押収（電磁的記録提供命令（同法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下この項において同じ。）（同条第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、を含む。）、捜索、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同法第二百二十四条を除く。）による捜索、差押え、電磁的記録提供命令、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状は、同法第九十九条第二項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員たる警察官がこれを請求するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>（調査主任官）</p> <p>第十八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。</p> <p>[三・七 同上]</p> <p>[3・4 同上]</p> <p>（令状の請求）</p> <p>第二十一条 少年法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法中の司法警察職員の行う押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同法第二百二十四条を除く。）による捜索、差押え、記録命令付差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状は、同法第九十九条第二項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員たる警察官がこれを請求するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。</p> <p>[2・3 同上]</p>
		<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>（少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の一部改正）</p> <p>第五条 少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	
	改 正 後	<p>（還付等公告）</p> <p>第二条 法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第四百九十九条第一項の規定による押収物の還付に関する公告及び法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条第一項の規定による交付又は複写に関する公告は、警察本部長又は警察署長が警視庁若しくは道府県警察本部又は警察署の揭示場に次に掲げる事項を十四日間掲示することによって行うものとする。</p> <p>[一・二 略]</p>	<p>（還付等公告）</p> <p>第二条 法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第四百九十九条の規定による押収物の還付に関する公告及び法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条の規定による交付又は複写に関する公告は、警察本部長又は警察署長が警視庁若しくは道府県警察本部又は警察署の揭示場に次に掲げる事項を十四日間掲示することによって行うものとする。</p> <p>[一・二 同上]</p>
	改 正 前		

<p>三 事件名及び押収番号又は提供番号 〔四・五 略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 警察本部長又は警察署長は、必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴又は電磁的記録の提供を受けた年月日をも公告することができる。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>三 事件名及び押収番号 〔四・五 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 警察本部長又は警察署長は、必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴をも公告することができる。</p> <p>4 〔同上〕</p>
---	---

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該記録命令付差押えに関するこの規則による改正規定の適用については、なお従前の例による。

第三条 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 身体の拘束を受けている被疑者又は被告人にとって弁護人又は弁護人となろうとする者の援助を受ける権利が重要であることに鑑み、映像と音声の送受信によるいわゆるアクセスポイント方式によるオンライン接見についての環境整備を進めるとともに、その進捗状況に応じて法制化の必要性について検討を行うこと。併せて、現在実施されているテレビ電話を含む電話による外部交通制度・電話連絡制度に関しては、秘密の保持や、手続の円滑化、対象地域の拡大、映像と音声の送受信による方法への切替等の検討を進めること。
- 二 ビデオリンク方式による証人尋問等については、証人等の負担軽減や手続の円滑化及び迅速化に資する一方で、法廷において対面で行われる尋問等に比して、証人の状況を詳しく観察できないなどの指摘があることを踏まえ、証人に対する反対尋問権が実質的に保障され、裁判所におけるビデオリンク方式の採用の判断が適切に行われるよう、本改正により追加される要件及びその趣旨について周知すること。
- 三 電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対象となる電磁的記録について、できる限り特定して令状の請求が行われるとともに、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように適切に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨について、関係者へ周知すること。また、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報等を含み得ることに十分に留意し、定められた規定に基づく消去も含め、適正かつ厳重な管理を行うこと。
- 四 電磁的記録提供命令をするに当たっては、必要に応じ、自己の意思に反して供述することを命ずるものではないこと及び当該命令に対して不服申立てができることを教示するなど適切に対処するよう周知すること。
- 五 電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令を発するに当たっては、必要な限度で期間を定めるとともに、その必要がなくなった場合には、捜査機関において、期間経過前であっても速やかにこれを取り消す運用とするよう関係者へ周知すること。
- 六 検察官が弁護人に対して証拠書類等の閲覧・謄写の機会を付与するに当たっては、関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の利便性の向上を図る観点から、弁護人の要望を踏まえつつ、できる限り、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方法によることを可能とするとともに、電磁的記録については複写による謄写の方法を認めるよう、留意すること。
- 七 捜査機関が収集した証拠が改ざん・差替えや破棄等をされることなく適切に保管される措置を講じるよう努めること。
- 八 オンライン等の方法による裁判所に対する申立て等については、弁護人による迅速かつ適切な弁護活動を不当に阻害することのないよう、留意すること。
- 九 電磁的記録文書等偽造罪の適用に当たっては、虚偽の名義又は内容の電子データによる他人の権利・利益の侵害に対して厳格に対処できるようにするとともに、SNS

への投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されることのないよう、留意すること。

十 改正法の施行に必要となるシステムを構築するに当たっては、サイバー攻撃等により捜査・公判で用いられる個人情報の流出が生じることがないように、厳格なセキュリティ水準を確保すること。また、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な措置について不断に検討し、必要な対策を講じるとともに、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に努めること。併せて、システムの開発及び運用準備のスケジュールに無理が生じることがないように検討を進めるとともに、制度の開始に先立って必要な検証・試験運用期間を設けること。また、司法関係者のデジタルリテラシーの向上のための研修等について検討を進めること。

十一 今後における捜査・公判手続のデジタル化の更なる進展のため、デジタル化による刑事手続の一層の効率化について引き続き検討を行うとともに、刑事手続に関与する者の利便性を向上させる措置について検討を行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講じること。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 身体の拘束を受けている被疑者又は被告人にとって弁護人又は弁護人となろうとする者の援助を受ける権利が重要であることに鑑み、映像と音声の送受信によるいわゆるアクセスポイント方式によるオンライン接見について必要性の高い地域からできる限り速やかに環境整備を進め、被疑者又は被告人が弁護人又は弁護人となろうとする者から援助を受けられるよう配慮するとともに、本法施行後三年を目途にその進捗状況に応じて法制化の必要性について検討を行うほか、電磁的記録である書類の電磁的方法による授受について検討を行うこと。併せて、現在実施されているテレビ電話を含む電話による外部交通制度・電話連絡制度に関しては、一層の秘密の保持や、手続の円滑化、対象地域の拡大、映像と音声の送受信による方法への切換等の検討を進めること。
- 二 検察官が行うビデオリンク方式による弁解録取は、被疑者が威圧され本人の意思に反する供述がされることのないように当該事件の捜査に従事する司法警察職員の影響を遮断して行われるよう配慮すること。また、ビデオリンク方式による勾留質問は、被疑者及び被告人が威圧により本人の意思に反する供述がされることのないように捜査機関の影響を遮断して行われるよう配慮すること。
- 三 ビデオリンク方式による証人尋問等については、証人等の負担軽減や手続の円滑化及び迅速化に資する一方で、法廷において対面で行われる尋問等に比して、証人の状況を詳しく観察できないなどの指摘があることを踏まえ、証人に対する反対尋問権が実質的に保障され、裁判所におけるビデオリンク方式の採用の判断が適切に行われるよう、本改正により追加される要件及びその趣旨について周知すること。
- 四 電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対象となる電磁的記録について、犯罪事実との関連性の認められるものをできる限り具体的に特定して令状の請求が行われるとともに、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように厳格に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨について、関係者へ周知徹底すること。また、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報や犯罪事実と関連性のない個人情報等を含み得ることに十分に留意し、定められた規定に基づく消去も含め、適正かつ厳重な管理を行うとともに、電磁的記録の特性に着目した個人情報保護を適切に行うための情報の保管及び管理の在り方を検討すること。
- 五 電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるに当たっては、必要に応じ、自己の意思に反して供述することを命ずるものではないこと及び当該命令に対して不服申立てができることを教示すること。また、誤解を与えるなどして憲法上保障された自己負罪拒否特権を実質的に侵害することとならないよう、適切に対処するよう周知すること。
- 六 電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令を発するに当たっては、必要な限度で期間を定めるとともに、その必要がなくなった場合には、捜査機関において、期間経過前

であっても速やかにこれを取り消す運用とするよう関係者へ周知すること。

七 電磁的記録提供命令又は電磁的記録媒体の押収が取り消されたときは、捜査機関において当該電磁的記録に含まれる情報が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。

八 検察官が弁護人に対して証拠書類等の閲覧・謄写の機会を付与するに当たっては、関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の利便性の向上を図る観点から、弁護人の要望を踏まえつつ、できる限り、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方法によることを可能とするとともに、電磁的記録については複写による謄写の方法を認めるよう、留意すること。

九 捜査機関が収集した証拠が改ざん・差替えや破棄等をされることなく適切に保管される措置を講じるよう努めること。

十 捜査機関が収集した証拠に犯罪事実と関連性のない個人情報等が含まれる場合においては、捜査機関において当該個人情報等が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。

十一 オンライン等の方法による裁判所に対する申立て等については、弁護人による迅速かつ適切な弁護活動を不当に阻害することのないよう、留意すること。

十二 電磁的記録文書等偽造罪の適用に当たっては、虚偽の名義又は内容の電子データによる他人の権利・利益の侵害に対して厳格に対処できるようにするとともに、SNSへの投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されることのないよう、特に留意すること。

十三 改正法の施行に必要なシステムを構築するに当たっては、サイバー攻撃等により捜査・公判で用いられる個人情報の流出が生じることがないように、厳格なセキュリティ水準を確保すること。また、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な措置について不断に検討し、継続的な対策を講じるとともに、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に努めること。併せて、システムの開発及び運用準備のスケジュールに無理が生じることのないよう検討を進めるとともに、制度の開始に先立って必要な検証・試験運用期間を設けること。また、司法関係者のデジタルリテラシーの向上のための研修等について検討を進めること。

十四 刑事手続のデジタル化を速やかに実現させるため、裁判所を始めとする関係機関に必要な人的・物的体制の整備及び予算の確保に引き続き努めること。

十五 今後における捜査・公判手続のデジタル化の更なる進展のため、デジタル化による刑事手続の一層の効率化について引き続き検討を行うとともに、刑事手続に関与する者の利便性を向上させる措置について検討を行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講じること。

十六 政府は、本法による改正後の刑事訴訟法その他の法律の規定の施行状況や施行後における情報通信技術の進展、捜査・公判の実情等を踏まえて、個人情報保護の必要性や被疑者及び被告人の防御権、犯罪被害者等の名誉・プライバシー等を重視しつつ、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。